2009.4.28

PL Report ＜2009 No.1＞

国内の PL 関連情報

製品安全協会がベビーカーの安全基準を強化

（2009 年 3 月 2 日　日経速報ニュース）

折り畳み式ベビーカーを開閉する際に、乳幼児がフレームのすき間に指を挟み負傷する事故が相次いだことを受けて、製品安全協会は SG マークの基準を改正した。開閉時にできるすき間部分の材料に丸みを施すことでけがを防止することや、欧米の規格に合わせた適用対象年齢などを規定した。新基準は猶予期間を経て、2009 年 12 月に移行する。

ベビーカーを巡っては、2006 年 11 月から 2007 年 4 月に乳幼児が指を挟んで切断するなどの事故が 3 件起きており、2007 年 5 月に経済産業省が同協会に基準の改正を要請していた。

ここがポイント

今回の SG マーク基準改正は、基準適合品での事故の発生や消費者団体による業界団体への改善要請を踏まえ、行政が製品安全協会へ改正を要請し行われました。基準改正には、多くの関係者の意見を集約するため一定の期間を必要とします。今回も、事故発生後の「乳母車 SG 基準見直しのための検討会」の発足から基準改正に至るまでに 2 年弱の期間を要し、この間に 3 件（延べ 17 製品）の無償回収･修理などの市場対応が公表されました。

今回のように、業界で製品分野の基準が策定されている場合は、それを基礎として各事業者は自社基準をより厳しく設定しているのが一般的です。本来、製品の基準とは、自社の製品を消費者に安全に利用してもらうために社会的に望ましい水準でなければならず、そのためには、業界基準などに先行し、使用実態や製品の安全性等を独自に把握のうえ、自社基準を常に見直していくことが重要です。同時に、社内外の情報収集ルートの有効性を定期的にレビューすることも大切です。

告知から回収まで、リコール対応の総合支援を開始

（2009 年 3 月 30 日　日経速報ニュース他）

大手物流事業者は、企業のリコール対応を総合的に支援するサービスの開始を発表した。同社では、製品回収についてリコール対応での支援を行っていたが、新サービスでは事故発生後のコールセンターの設置、リコール告知、製品回収、検品などの業務を包括的に支援する。同社のグループ企業が持つ輸送機能や配送伝票の一括発行、回収状況の追跡システムの構築機能などを提供するほか、損害保険会社などとも提携する。

ここがポイント

消費者が製品の安全性や企業の法令遵守を求める意識は高く、リコールを実施する際の事実確認・方針決定・体制構築・回収推進などは企業や製品の信頼性に関わる重要なテーマです。

大手物流事業者のリコール総合支援は、告知から回収までのリコール支援を行い、あわせて損害保険、危機管理対策などのコンサルティング斡旋などを同社提携事業者と連携し、包

括的にサポートするものです。

人員面等リコールへの活用資源が乏しい事業者では、配送システムの活用や回収業務のアウトソーシングなどにより、通常業務への影響を抑えリコールを実施できるメリットがあります。また、リコール対応のノウハウを持ち合わせない事業者においては、事前対策や情報収集・リコールの意思決定プロセスなどでの対応について、外部専門家の知見活用の有効性を検討するとよいでしょう。

このような新規事業・サービスの情報を常に収集し、自社での利用メリットを確認し、リコール実施時の適切な市場対応が可能となるよう準備しておくことが大切です。

経年劣化事故防止にむけ長期使用製品安全点検・表示制度が始まる

（2009 年 3 月 26 日　東京新聞他）

長期間使用したガス瞬間湯沸かし器や扇風機などの事故防止にむけ、4 月 1 日から「長期使用製品安全点検・表示制度」が始まる。相次ぐ経年劣化による事故を受け、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法の技術基準省令の改正に伴い設けられた制度で、メーカーなどに標準使用期間の表示・点検を義務づけ、消費者にも所有者登録を求めている。

「点検制度」は、瞬間湯沸かし器など、ガス、石油、電気を使用する設置式器具の 9 品目（特定保守製品）を対象とし、標準使用期間などを製品に表示する「表示制度」は、扇風機や洗濯機など家電 5 品目を対象としている。

「点検制度」では、メーカーや輸入業者は、今年 4 月以降に製造・輸入した製品に標準的な使用期間、法定点検期間を表示、点検期間開始の半年前から所有者に通知する義務が定められた。販売者も「点検制度」を説明する義務を負い、所有者には点検期間中に点検を受けることが求められる。なお、点検料金は所有者の自己負担になる。

ここがポイント

特定保守製品（9 品目）は家屋と一体に設置される機器であり、不動産業者を通じて購入したり、家主により購入・設置されることが多く、輸入・製造事業者から直接購入することは少ないと考えられます。そこで本制度では、特定保守製品や不動産の販売事業者などが、所有者に対し点検等の保守や所有者情報の提供に関する説明を行う義務を負い、制度の実効性を上げる役割を担っています。同様に、修理・設置事業者などにも、所有者へ保守に関する情報提供を行なうことが求められています。

製造・輸入事業者としては、特定保守製品について正確な情報を所有者に提供し、所有者情報をはじめ、販売から点検通知・点検実施に至るプロセスを管理する体制の構築と運用が必要であり、自社と取引先や関連する各事業者間そして所有者との継続的コミュニケーションが重要となります。

海外の PL 関連情報

中国が食品安全法を制定

中国の全国人民代表大会常務委員会で、2 月 28 日、食品安全法が可決承認された。本年 6 月 1 日から施行される。

中国では、一昨年から食品衛生法（1995 年施行）の改正が審議されていたが、その後、粉ミルクへのメラミン混入事件などにより中国製食品への安全不信が拡がったため、信頼回復に向けて食品衛生法を全面的に改正することになり、食品安全法として成立した。

新法では、食品の生産や流通段階での管理監督を大幅に強化した。追加された主な項目は以下のとおりである。

・監視・監督の専門機関として「食品安全委員会」を国務院（政府）に新規設置
・国による食品添加物、原材料に使用する農薬・肥料の種類や量の検査体制の強化
・食品の生産・流通の許可制
・生産者への生産停止、情報公開、商品回収の命令
・安全問題の報告義務と違法生産業者への罰則強化
・被害者への補償重視
・虚偽・誇大広告に加担したタレント等に連帯責任

ここがポイント

中国の食品安全については、メタミドホスが混入した冷凍ギョウザなどいくつもの事件が続き、各国で不信を買っていますが、もっとも重大だったのは粉ミルクへのメラミン混入事件です（PL レポート 2008 年度第 10 号に掲載）。この事件では食品安全行政担当者の不正があり、また、食品輸出が打撃を受けたため、中国政府が重大問題として扱ったという背景があります。

食品安全法の内容は、安全行政を進める立場からは当然といえるかもしれませんが、旧来の食品衛生法のもとで事業運営してきた中国国内の食品関連企業にとっては厳しいものとなります。しかし、法律の実効性を疑う声もあり、新法により中国事業者がどのような業務改善を行うかを見極めることが必要です。また、日本企業が中国で食品製造、食材購入を行う場合は、日本の安全基準も満たした自社基準によって品質管理を行っていくことが重要です。

米国連邦最高裁が連邦法の優先適用を否定

米国の連邦最高裁判所は 3 月 4 日、医薬品の PL 訴訟において、州法に対する連邦法の優先適用を否定し、州法に基づく損害賠償訴訟を認める判断を下した。

事件は、偏頭痛を訴えた原告に被告企業が製造した医薬品を注射したところ、動脈が破裂して壊疽を起こし片腕切断に至ったものである。原告は、動脈注射による副作用についての警告表示が不十分であると主張し、下級審では 670 万ドルの評決を得た。これに対して被告は、当該警告表示が連邦食品・医薬品・化粧品法に基づく連邦食品医薬品局の認可を取得しており、当局の許可がなければ警告表示を変更できないため、PL 訴訟は棄却されるべきとして上訴していたものである。

連邦最高裁は、連邦食品・医薬品・化粧品法には、状況によっては当局の許可を得ないで警告表示を変更できる規定があり、同様の事故が 20 件以上発生している状況においては、被告企

業は当局の許可を得ないで警告表示の変更を行うことができたとし、PL 訴訟が可能であるとした。

ここがポイント

連邦法の優先適用（連邦法の専占）とは、連邦法と州法が矛盾する等の場合には連邦法が優先適用され、州法は適用されないというものです。ところが、製品安全に関する規制は主に連邦法が定めているのに対し、PL 訴訟は州法に基づくものです。このため、連邦法が優先適用される場合には、州の規制が認められないだけでなく、州法に基づく PL 訴訟も認められないケースがあります。

連邦政府の事前認可を得た医療機器については、昨年 2 月、連邦最高裁が連邦法の優先適用を認め、PL 訴訟を否定しました（PL レポート 2008 年第.1 号）。医療機器については、連邦食品・医薬品・化粧品法に「州は、連邦法と異なる要求、または追加の要求をしてはならない」という規定がありましたが、医薬品についてはこのような規定がないため、連邦最高裁の判断が注目されていました。

連邦法の優先適用については今後も議論が続くと思われますが、製品が連邦政府の事前認可を得ているからといって、PL 訴訟が否定されるとは限りません。また、連邦議会では、連邦法の優先適用は、州法に基づく損害賠償訴訟まで否定するものではないという確認を行う動きがあります。

企業は、法律や規定で定められていない領域も含め、安全に十分配慮した製品開発を継続し、常に必要な改善を行うことが望まれます。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2009